

Title	鹿の古代伝承と水神と：日本武尊の鹿狩りをめぐって
Sub Title	
Author	松田, 浩(Matsuda, Hroshi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1999
Jtitle	三田國文 No.30 (1999. 9) ,p.1- 13
JaLC DOI	10.14991/002.19990900-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19990900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鹿の古代伝承と水神と

——日本武尊の鹿狩りをめぐって——

松田 浩

一 はじめに

日本書紀の景行天皇条に見られる焼津の地名起源説話には日本武尊の鹿狩りの記事がある^①。一方で古事記は、同じ倭建命の伝承を伝えながらも、紀の鹿狩りにあたる行為を、水神を看行^{みづみち}すという内容に違えて伝承を記録している。両テキストは、同時代にあるとはいえ筆録者（編纂者・暗誦者）も、その編纂意図も異なるものであつて、その意味では、ある伝承がテキストの上^{うへ}に現れる際に扞格を生じるのは当然のことであるといえる。

しかしながら、その扞格とも言いうる「相違」の持つ意味を考えるとすると、問われるべきはテキストの固有性とともに、その「相違」の底流にある共通基盤とでも言うべきものであろう。一つのテキストの持つ固有性は、常に他のテキストとの共通性を逸脱するところに顕在化するものである。であれば、両テキストの伝える神話の「相違」の中に流露する共通性を見出すことも一定の意味のあることといえよう。そこに立ち現れるのは、神話的想像力の内包する共有心象としての古代神話の原型イメージである。

本稿はこの「相違」の底流たる共通性を考察の対象とし、そこから生起される古代神話の原型イメージを探索することを旨とする。そのためには、テキストそれぞれの固有性は一時棚上げして、記紀・風土記が生起させる神話的世界を自由に往来し、その底流たる共通性の把持に努めたい。

二 日本武尊の鹿狩り

日本書紀の日本武尊の東征の記事には次のような鹿狩りが記されている^②。

是の歳に、日本武尊、初めて駿河に至りたまふ。其の処の賊、陽^{いつは}り従ひて、欺きて曰く、「是の野に、麋^{おほじか}鹿甚だ多し。氣は朝霧の如く、足は茂林の如し。臨して狩りたまへ」といふ。日本武尊、其の言を信じたまひ、野中に入りて覓^み獣したまふ。賊、王を殺さむといふ情有りて王とは、日本武尊を謂ふ。火を放けて其の野を焼く。王、欺かれぬと知ろしめして、則ち燧を以ちて火を出し、向焼けて免るること得たまふ。一に云はく、王の所佩せる劍繫雲、自づからに抽けて、王の傍の草を薙ぎ攘ふ。是に因りて免るること得たまふ。故、其の剣を

號けて草薙と曰ふといふ。聚雲、此には茂羅玖毛と云ふ。⁽³⁾ 四〇年は歲条)

右は、焼津の地名起源説話として語られるものであるが、なぜ、日本武尊は賊に鹿を狩るように言われて、狩りに出かけたのであろうか。この説話が日本武尊の東征の記事に挿入されたものであることを鑑みれば、単に狩猟に対する日本武尊の個人的嗜好によつての行為とは思われない。常陸国風土記に見える倭武天皇もまた、その土地の人間の「野上群鹿、無^レ数甚多。猶其聳角、如^レ蘆枯之原、比^レ其吹氣、似^レ朝霧之丘」⁽⁴⁾との奏上によつて狩りに出かけている⁽⁵⁾。駿河の賊が日本武尊を野に誘い出すために用いた「是野也、麋鹿甚多。氣如^レ朝霧、足如^レ茂林。臨而應狩。」という言説には、日本武尊をして鹿狩りに必ず行かしむるだけの根拠があるはずである。そうでなければ、この説話を受容する側の人間の諒解を得ることは難しいであろう。勿論、ここでは駿河の賊の言は「欺」であつて、実際には鹿を狩つたわけではないが、鹿を覚めるといふ行為そのものが東征という日本武尊の使命に関わる行為の一つのあり方・様式として諒解されていたということを想定せねば解けぬものであると考えられる。

さて、右の焼津の地名起源説話は、古事記においては、多少の異なりを見せている。

故爾に相武国に到りましし時、其の国造詐りて白ししく、「此の野の中に大沼有り。是の沼の中に住める神、甚道速振る神なり」とまをしき。是に其の神を看行はしに、其の野に入り坐しき。爾に其の国造、火を其の野に著けき。故、

欺かえぬと知らして、其の姨倭比売命の給ひし囊の口を開けて見たまへば、火打其の裏に有りき。是に先づ其の御刀を以ちて草を苅り撥ひ、其の火打以ちて火を打ち出でて、向火を著けて焼き退けて、還り出でて皆其の国造等を切り滅して、即ち火を著けて焼きたまひき。故、今に焼遣と謂ふ。(古事記、中巻)

地名の異同、混乱は見られるものの、土地の者が、来訪した日本武尊(記に倭建命)を騙し討ちにするために野に誘い出し、火をつけるという点で両説話は一致する。この二つの説話はその意味では、同一の説話の異なる現れ方をしたものとしてみても良い。そして、両説話の差異の中心はヤマトタケルを野に誘い出すための言説である。

古事記における説話では、倭建命は「鹿狩り」のためではなく「沼神を看行は」すために野に入っている。古事記における相武の国造の言説は、倭建命を必ず野に誘い出すだけの効力を持っていた。この東征の旅にあたつての倭建命の使命は、

爾に天皇、亦頻きて倭建命に詔りたまひしく、「東の方十二道の荒夫琉神、及摩都樓波奴人等を言向け和平せ」とのりたまひて、以下略(古事記、中巻)

という景行天皇の詔をもつて語られる。相武の国造の語る沼の神は「甚道速振神」であり、この言向けの対象となる神である。当然倭建はここに出向かねばなるまい。

さて、この記における相違に関して、上田正昭氏は、『古事記』が「沼」に重点をおき、沼の神が乱暴であるとするのに、『書紀』は鹿狩りの話をしている。その点では、『古事記』の

方がずっと宗教的である」と解釈しておられる。確かに両者を単純に比較しても、古事記の記事には「神」の語があるだけ宗教的ではある。しかし、古事記において沼の神であるという伝承が、一方の日本書紀では大鹿（麋鹿）であるという形で現れているということ自体は如何に解釈すべきかという問題は依然として残る。宗教的色彩の有無は、日本書紀においてなぜ「鹿狩り」なのか、という理由を説明しない。鹿と水神との両者が交換可能であるということに、何らかの古代的思考―神話的想像力のもととなる原型イメージとも言えるもの―を汲むべきであろう。はたして、鹿狩りをするのと、大沼の神を見に行くこととの連関は如何なる所にあるのであろうか。この問題を考へていく上で、まずは鹿狩りを行なった書紀の日本武尊の物語の中に現れる鹿の姿をみてもみる必要がある。

これに際して、まず、我々が想起せられる「鹿」とは、焼津の伝承の後段に配されている、山の神としての「白鹿」の姿であらう。鹿は、日本武尊の前に、信濃の大山の神の顕現した姿として現れている。

則ち日本武尊は、信濃に進入りたまふ。是の国は、山高くして谷幽く、翠嶺萬重にして人杖に倚りても升り難し。巖嶮しくして磴紆り、長峯数千にして、馬轡を頓めて進まず。然るを日本武尊、烟を抜け、霧を凌ぎ、遙かに大山を徑りたまふ。既に峯に逮りて、飢ゑて、山中に食したまふ。山の神、王を苦しめむとして、白鹿と化りて王の前に立つ。王異しびたまひて、一箇蒜を以ちて白き鹿を弾きたまふ。則ち眼に中りて殺したまふ。（景行紀四〇年は歳条）

また、地名の差はあるにせよ、古事記の倭建命が足柄山で鹿と遭遇したという記事もまた、同一の内容を持つ説話である。

還りて幸でます時、足柄の坂本に到りて、御糧を食す処に、其の坂の神、白き鹿と化りて来立ちき。爾に即ち其の咩ひ遺したまひし蒜の片端を以て、待ち打ちたまへば、其の目に中りて乃ち打ち殺したまひき。（古事記・中巻）
ヤマトタケルの前に現れた鹿は、端的には山の神として現れている。

三 大蛇退治と稲作

右に挙げた如く、ヤマトタケルの説話では、山の神は、信濃の大山・足柄山において白鹿として顕現する。しかし、日本武尊の説話において、山の神の顕現する姿は必ずしも白鹿には限られていない。

是に、近江の胆吹山に荒神有りて聞しめして、即ち剣を解きて宮簀媛の家に置きて、徒に行でます。胆吹山に至りますに、山神、大蛇に化りて道に当れり。爰に日本武尊、主神の蛇に化れりといふことを知らずして謂はく、「是の大蛇は、必ず荒神の使ならむ。既に主神を殺すこと得てば、其の使者は豈求むるに足らむや」とのたまふ。因りて、蛇を跨えて猶し行でます。時に山神、雲を興して氷を零らしむ。（景行天皇四〇年は歳条）

日本武尊の言向けの旅を阻もうと現れる山の神は、伊吹山の段では、大蛇としても現れている。この東征の旅を阻もうと要所々々で日本武尊の邪魔をする山の神は、白鹿としても大蛇としても

現れる。^⑧

右の日本武尊の説話での東征の障壁となる神は、それぞれの局面において鹿としても、また大蛇としても別個のものとして現れているが、日本書紀には大蛇そのものが鹿に変ずる例を見ることが出来る。仁徳紀六七年条に見える川に住む大蛇（大虬）は鹿に姿を変えている。

是の歳に、吉備中国の川嶋河の派に、大虬有りて人を苦しびしむ。時に路人、其の処に触れて行けば、必ず其の毒を被りて、多に死亡す。是に、笠臣が祖県守、為人勇悍にして強力し。派淵に臨み、三つの全瓠を以ちて水に投げて曰く、「汝、屢毒を吐きて、路人を苦しびしむ。余、汝虬を殺さむ。汝、是の瓠を沈めば、余避らむ。沈むること能はずは、仍ち汝が身を斬らむ」といふ。時に水虬、鹿に化れて瓠を引き入る。瓠沈まず。即ち剣を挙げて水に入り、虬を斬る。更に虬の党類を求むるに、乃ち諸の虬の族、淵底の岫穴に満めり。悉に斬り、河の水血に変わりぬ。故に、其の水を号けて、県守の淵と曰ふ。（仁徳紀六七年是歳条）
ここに見られる「虬」は、角をもった龍の一種で、藝文類聚、鱗介部上、龍の項に所引の廣雅には、

廣雅曰、有鱗曰蛟龍。有翼曰應龍。有角曰虬龍。
無角曰螭龍。^⑨

と記される。また本邦では、「虬」にはミツチの訓がある。^⑩ミツチの語構成はミリツリチであつて、ミは水、チは霊、すなわち「水（ミ）＋ツ＋霊（チ）」となり、一般には水の精霊・神を意味するとされる。また、このミを蛇の意として十二支の巳

（ミ）を宛てて「巳（ミ）＋ツ＋霊（チ）」とする解釈もある。^⑪この「水（ミ）」と「巳（ミ）」とは上代特殊仮名遣いによつてそれぞれ「水」は甲類、「巳」は乙類と分類されるものの、上代の文献に於いてはミツチの仮名書き例を検出することはできず、最終的にいづれかと確定することはできない。

しかし、蛇体の神が一般に水の神として信ぜられてきた本邦の民俗を鑑みれば、「巳」と「水」といづれにしても、その本義は水神である。また、虬の字を用いた日本書紀の記述者は、当然ながら虬は龍の一種であるという藝文類聚の知識を持った上で、この字を用いている。川嶋河の派には、角を持つ蛇体の水神が住んでいた。

右の説話に見るような全瓠の沈まぬことをもつて、智恵で河の神・水の神に打ち勝つ、若しくは水の霊の力を試すというような類型は昔話にも多く見られ、これは水神庄伏の説話である。そして水神としての大虬が、それを屈服せしめんがために現れた笠臣祖県守に抵抗する際には、その姿を鹿として顕現させているということは看過できない。

同じく仁徳紀には、この県守の大虬退治の説話とほぼ同様の内容を持った説話が見られる。

冬十月に、宮の北の郊原を掘り、南の水を引きて西の海に入る。因りて其の水を号けて堀江と曰ふ。又將に北の河の湧を防がむとして、茨田堤を築く。是の時に、両処の築有りて、乃ち壞れて塞き難し。時に天皇の夢に神有りて、誨へて曰したまはく、「武藏人強頸・河内人茨田連杉子杉子、
此には葛呂母能古と云ふ二人、以ちて河伯を祭らば、必ず塞くこ

と獲む」とまをしたまふ。則ち二人を覓ぎて得つ。因りて河神を禱る。爰に強頸、泣ち悲しびて、水に没みて死ぬ。乃ち其の堤成りぬ。唯し杉子のみは全匏兩箇を取りて、塞き難き水に臨む。乃ち兩箇の匏を取りて水中に投れ、請ひて曰く、「河神崇りて、吾を以ちて幣とせり。是を以ちて、今し吾来れり。必ず我を得むと欲はば、是の匏を沈めて、な泛せそ。則ち吾、真の神といふことを知りて、親ら水中に入らむ。若し匏を沈むること得ずは、自づから偽神といふことを知らむ。何ぞ徒に吾が身を亡ばさむ」といふ。是に飄風忽に起りて、匏を引きて水に没む。匏、浪の上に転びて沈まず。則ち滄瀟く汎ひて遠く流る。是を以ちて、杉子死なずと雖も、其の堤且成りぬ。是、杉子の幹に因りて、其の身亡びざりしのみ。故、時人、其の兩処を号けて、強頸斷間・杉子斷間と曰ふ。(仁徳天皇紀、十一年十月条)

右の茨田堤の記事では、川の神(河伯)に人柱を捧げること治水をなすという。それを杉子の機知によつて、生贄なくして堤を完成させたというのである。これも、人間と用水・川との格闘の長い歴史が作り上げたひとつの伝承であると考えてよからう。川の氾濫や堤の崩壊は、単なる自然現象としてではなく、その背後には、川の神・水の神が荒ぶる魂をもつて猛威を振るつたことに起因する出来事、すなわち神の氣として現象したものであったということが伺われる。その荒ぶる神を圧伏することで治水は成し遂げられ、豊饒が約束される。

先の県守の大虬退治の説話での大虬の表現は「路人触其処」而行、必被「其毒」以多死亡」とあつて、土地々々の要所に居る

土着の神の様相を呈するが、それと同時に派(かはまた)という川の分岐点は、その治水の難きを想像させるものであり、やはり、茨田杉子の水神を打ち負かした説話との類型を重んずれば、水神支配による治水説話としての一面も感取されよう。

また、蛇体をもつ水神を剣で斬り、これを制圧するという点では、素戔鳴尊の八岐大蛇退治の神話もこの類型に加えられるであらう。素戔鳴尊は出雲国の簸川の水霊たる、「頭尾各有八岐」という大蛇に八醞の酒を供出し、大蛇が酔つたところを剣で斬る。

時素戔鳴尊、乃拔所帶十握劍、寸斬其蛇。(日本書紀、神代上、第八段)

大蛇を屈服せしめ、素戔鳴尊はその水神に供出されようとしていた奇稻田姫を手に入れる。「奇稻田姫」の「奇(クシ)」は「奇魂(クシミタマ)」などに冠せられ、不思議である、靈妙であることを意味し、「奇稻田姫」の名は靈妙なる稻田の姫を表している。これを水神から奪うことは、本来は水神と結合するはずの稲の豊饒の力を素戔鳴尊が身につけるということになる。

また、常陸国風土記には、支配すべき水神として、角を持つ蛇が現れる。

古老のいへらく、石村の玉穗の宮に大八洲馭しめしし天皇のみ世、人あり。箭括の氏の麻多智、郡より西の谷の葦原を截ひ、壑闢きて新に田に治めき。此の時、夜刀の神、相群て引率て、悉盡に到来たり、左右に防障へて、耕佃らしむることなし。俗はいく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。其の形は、

蛇の身にして頭に角あり。率引て難を免るる時、見る人あらば、家門を破滅ばし、子孫繼がず。凡て、此の郡の側の郊原に甚多に住めり。

是に、麻多智、大きに怒の情を起こし、甲鎧を着被けて、自身仗を執り、擊殺し驅逐らひき。乃ち、山口に至り、標の税を堺の堀に置いて、夜刀の神に告げていひしく、「此より上は神の地と為すことを聽さむ。此より下は人の田と作すべし。今より後、吾、神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀はくは、な崇りそ、な恨みそ」といひて、社を設けて、初めて祭りき、といへり。即ち、還た、耕田一十町余を發して、麻多智の子孫、相承けて祭を致し、今に至るまで絶えず。(常陸国風土記、行方郡)

ここでは「蛇身頭角」という夜刀の神が、田の開墾を妨害する神として現れる。これもやはり荒ぶる川の神を圧伏・制御し、佃りを成した説話である。荒ぶる神を祀ることは、神を畏怖し敬うのと同時に、神の猛威を発現させぬための制御の役割をも持つ。

稲作を基盤とする者にとって、治水は大きな希求であつた。治水をなすことで初めて稲の豊かなる稔りが約束せられる。そのためには、生産の成否を決定づける荒ぶる水の靈威は、何としても屈服させ、支配し、制御せねばならないのである。

四 鹿の血、水神の血

笠臣祖県守の説話では、蛇体（虬角のある龍神）を持つ川の神が、鹿の姿で現れた。また、前に挙げた箭括の氏麻多智が驅逐し、祀つたという「蛇身頭角」たる水神、夜刀の神も、鹿

との連関を示している。同風土記・香島郡には、夜刀の神と思しき大蛇の角を地名起源に持つ角折浜の記事がある。

その南に有らゆる平原を角折の濱と謂ふ。謂へらくは、古、大きな蛇あり。東の海に通らむと欲ひて、濱を掘りて穴を作るに、蛇の角、折れ落ちき。因りて名づく。或る人いへらく、倭武の天皇、此の濱に停泊りまして、御膳を差めまつる時に、都て水なかりき。即て、鹿の角を執りて地を掘るに、其の角折れたりき。この所以に名づく。(常陸国風土記、鹿島郡・角折の濱)

角のある蛇が、東の海へ抜けようとして穴を掘ることは、そこに用水を作ろうとした記憶があつたろうことを思わせる。この角折浜の名の由来はその大蛇の角が折れたことに因るという。そしてこの記事は一方で、角折の由来を、倭武天皇が鹿の角を用いて水を求めたことに起因するものと説いている。ここに見られる鹿の角は水を求める呪具としてあり、その角は浜の命名のレベルで蛇の角との等価性を有しているであろう。

右の笠臣祖県守・角折濱の二つの記事は、神話的理想力の世界に鹿と水神との交流関係があつたことを物語る。

前節で見てきたように、稲作を主とする民にとって、荒ぶる水の神の制御は重大事であつた。そしてその稲作民にとっては、治水と同時に水田の稲を食む害獣としての鹿もまた、もう一つの重大な関心事であつた。

頸の峯袖富の峯の西南のかたにあり。此の峯の下に水田あり。本の名は宅田なりき。此の田の苗子を、鹿、恆に喫ひき。田主、柵を造りて伺ひ待つに、鹿到来たりて、己が頸を挙

げて、柵の間に容れて、即て苗子を喫らふ。田主、捕獲りて、其の頸を斬らむとしき。時に鹿、請ひて云ひしく、

「我、今、盟を立てむ。我が死ぬる罪を免したまへ。若し、大き恵みを垂れて、更存くることを得ば、我が子孫に、苗子をな喫ひそと告らむ」といひき。田主、ここに大く恠異しと懷ひて、放免して斬らざりき。時より以来、此の田の苗子は、鹿に喫はれず。其の実を獲しむ。因りて頸田といひ、兼、峯の名とす。（豊後風土記、国埴郡・頸峯条）

鹿は、稲の苗を食らう害獣として人里に現れる。それを屈服せしめ、従わせることは水稻の健やかなる育成のためには、治水と同様に重大なる希求であつたのである。鹿は征服せしめねばならぬ精霊の姿でもある。鹿と水神との連絡の真相は、まずは稲作民にとつての支配・制御の対象としてあろう。

さて、このような意味で鹿との連絡を把持し、支配・制御の対象となる水神は、時として血を流している。県守の説話では、水神たる大虬を剣で斬り殺したさまは、

即^レ拳^レ劍入^レ水斬^レ虬。…悉斬^レ之。河水^変血。

と表わされる。また、古事記に見る須佐之男命の大蛇退治のさまは、

拔^レ其所御佩之十拳劍、切^レ散其蛇^者、肥河^変血而流。

とある。屈服せられ、殺された水神は血を流し、川の水は血に変ずる。稲の生長を左右する水神が血を流し、川の水をその血に変えることは、単なる精霊屈服の象徴には留まらないだろう。ここには、血が流れたというのではなく、水が水神の血にまじると記されているのである。

このような水と血との関係は、播磨風土記の伝える説話の中に見ることができる。

雲潤と号くるは、丹津日子の神、「法太の川底を、雲潤の方に越さむと欲ふ」と爾云ひし時、彼の村に在せる太水の神、辭びて云りたまひしく、「吾は穴の血を以ちて佃る。

故、河の水を欲りせず」とのりたまひき。その時、丹津日子、云ひしく「此の神は、河を掘る事に倦みて爾云へるのみ」といひき。故、雲彌と号く。今人、雲潤と号く。（播

磨国風土記、賀毛郡、雲潤里条）

右の雲潤の里の伝承は水田耕作の用水に関する説話である。水稻においては、灌漑用水の潤滑なることはまず第一の希求である。しかしそれとは別に、本説話には水以外の「佃」^②の要素、即ち「穴血」があることが示されている。ここでは、丹津日子神の法太の川の下流（川底）を雲潤の里に流そうという策に対し、その土地の太水神が「吾は穴の血を以て佃る。故、河の水を欲せず。」と答える。灌漑を先ずもって提案した丹津日子神は、この太水神の言を軽んじ、「此の神は、河を掘る事に倦みて、爾云へるのみ。」と断じて一笑に付す訳であるが、この雲潤の里の説話は結局、灌漑事業は成されぬままに閉じられている。この地の水神たる太水神は「穴血」の力をもって用水に代えることに成功したと見るべきであらう。

また同風土記・讃容郡の条には、稲作に関わる霊的な鹿の話が載せられている。

讃容と云ふ所以は、大神妹妹二柱各、競ひて国占めましし時、妹玉津日女命、生ける鹿を捕り臥せて、其の腹を

割きて、其の血に稲種きき。仍りて、一夜の間に、苗生ひき。即ち取りて殖を令めたまひき。爾に、大神、勅りたまひしく、「汝妹は、五月夜に殖をふるかも」とのりたまひて、即て他処へ去りたまひき。故、五月夜の郡と号け、神を贅容都比賣命と名づく。今も讃容の町田あり。即ち鹿を放ちし山を鹿庭山と号く。…（以下略）（播磨国風土記・讃容郡条）

ここに見える大神は、「大神妹妹二柱競占国之時」と見える如く、国を占拠しに来訪する神である。右は、その大神と妹である玉津日女命が競つて国を占有する争いをしていたという際の物語である。ここでは、玉津日女命が生きている鹿を捕え臥せ、その腹を裂き、鹿の血に稲を植えたという。はたして稲種は一夜の内に苗となった。これは先の雲潤里に於いて太水神が川の水の代わりに「穴血」を以て佃ることを行つたとする記事を、より具体的に表現したものと見えよう。

稲作のために圧伏させねばならぬ鹿は、その血を流すことで、今度は稲を健やかに育てる靈力を發揮するものに転じる。ここには、精霊を圧伏することでその精霊を身方につける、即ち精霊としての鹿の呪力を以てて田の実りを確実なるものにするという解釈が可能であろう。稲の豊凶を左右する神を従わせ、その靈力を取り入れる一つのあり方として、その神の血が求められたのである。水神の血が川に血に変えることもまた、川を単なる水から水神の靈力を備えた呪的な水に転換させたものであるろう。

鹿もまた、水神と等しく稲作にとって大きな靈力を持つもの

であった。このように見ることで、稲にとっての害獣であった鹿が、一面では稲作の豊饒を約束する水神に通じる靈力の具現化した姿であるという、両義性を持っていたことを確認することが出来る。ここに水神と鹿との交流を可能にする神話的想像力の源泉がある。

五 言向けとヤマトタケル

前節にあげた播磨風土記には、国を占拠する旅をしている大神の姿があった。讃容郡では、この国占めの神は、ともに国占めを競う玉津日女が鹿の血の呪力を身につけ先に稲を成長させ、田に植えたことで、国占めの争いに敗れ、この地の占拠を諦めて他処へと去つた。大神は水稲の豊饒を約束する靈力を自身に身につけることができなかったために、この地の領有権を玉津日女に譲らざるを得なかったためである。

この大神は、同風土記・同郡、釜戸においてまた、国を占拠することに失敗し、他処へと去っている。

釜戸 大神、出雲国より来ましし時、嶋の村の岡を以ちて呉床と爲て、坐して、釜を此の川に置きたまひき。故、釜戸と號く。魚入らずして、鹿入りき。此を取りて鱸に作り、食したまふに、み口に入らずして、地に落ちき。故、此處を去りて、他に遷りましき。（播磨風土記・讃容郡・釜戸）

ここでは、川に釜を設置したところ、そこには魚ではなく鹿が入つたというのである。釜は「川の流れなどに仕掛けて、魚を捕るための道具。割り竹をかご状に編み、入つた魚が出られないようにくふうされたもの」で、倭名抄には「捕魚竹筥」と

ある。この鹿も如上に見た如く靈的な意味を持つものであり、鹿と水神との交流関係の一端を覗かせるものである。

この地名説話に於いては、大神が鹿を捕まえ、それを鱸にして食べようとするが、口に入らずに落ちてしまう。国占めを行なっていた大神が、川で捉えた鹿の穴を食べることが出来なかった故に、その場所を領くことなく占有することなく、立ち去らざるを得なかったというのである。ここでの鹿の穴を食べるという行為は、土地を支配するために必要な鹿の呪力を身につけることを表しているよう。筌戸の記事、讃容郡の記事ともに大神が国占めを諦めたのは、鹿の靈威を自分のものとする事ができなかったためである。そしてその靈威とは、前に見てきた如く、稲を育てる力である。

ある土地を支配するには、その土地に住む稲の豊凶を司る神に打ち勝ち、それを支配し、その力を制御することが求められるのである。この、稲作のために是非とも従わせねばならぬ神が、言向け和平す対象となると考えられる。第三節にあげた常陸国風土記の麻多智の説話には、これに続けて次の伝承が記されている。

其の後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒めしし天皇のみ世に至り、壬生連鷹、初めて其の谷を占めて池の堤を築かしめき。時に、夜刀の神、池の邊の椎株に昇り集まり、時を経れども去らず。是に、鷹、声を挙げて大言びけらく、「此の池を修めしむるは、要は民を活かすにあり。何の神、誰の祇ぞ、風化に従はざる。といひて、即ち役の民に令せていひけらく、「目に見る雜の物、魚虫の類は、憚り懼る

るところなく、随盡に打殺せ」と言ひ了はる應時、神しき蛇避け隠りき。謂はゆる其の池は、今椎井の池と號く。池の回到椎株あり。清水出づれば、井を取りて池に名づく。

即ち、香島に向ふ陸の驛道なり。(常陸国風土記、行方郡)麻多智の水神退治の後再び、夜刀の神が現れている。ここに見える壬生連鷹は、白雉四年に行方郡を建てたという人物である。恐らくは新たな郡を整えようと言う時代を背負った伝承なのであろう。水神である夜刀の神が灌漑作業の邪魔をしようとするが、しかし鷹はこれを懼れることなく追い払っている。そして、その大義名分はこの蛇神を「風化」に従わせるということにある。風化はすなわち、天皇の徳の下に国に従わせる徳化であり、皇化である。この水神を風化に従わせることで、その土地は豊饒を約束された地として、皇権の及ぶ地に組み込むことができるようになる。

かつて、高祖高皇產靈尊が天照大神の天孫瓊瓊杵尊に統治させようとしたとき、葦原中国は荒ぶる神の世界であった。

遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立てて、葦原中国の主とせむと欲す。然れども彼の地に多に螢火なす光る神と蠅声なす邪神と有り。復、草木威能く言語有り。故、高皇產靈尊、八十諸神を召集へて、問ひて曰はく、「吾、葦原中国の邪鬼を撥ひ平けしめむと欲ふ。誰をか遣さば宜けむ。惟、爾諸神、知れらむをな隠しそ」とのたまふ。(日本書紀、神代下、第九段)

この平定の対象は、騒がしき邪神やものを言う草木である。これらを従わせ、言うことを聴くようにさせることが平定のあり

方である。ここにおいて天穗日命とその子大背飯熊之大人とが遣わされるが、結局この父子は天神の意に従わず、平定を行なわなかった。そして次に遣わされる天稚彦にいたって、初めて、高皇産靈尊より、言向けのための武具が授けられている。

是に、高皇産靈尊、天稚彦に天鹿兒弓と天羽羽矢とを賜ひて遣したまふ。(日本書紀、同右段)

瓊瓊杵尊を降臨させるに先だって、天稚彦をして葦原中国を平定させんとこれを降す際に授けた撥平(はらいむけ)の為の武具は「天鹿兒弓」と「天羽羽矢」とである。結局天稚彦もまた皇祖の意に背き、自らが葦原中津国で新嘗を行ない、皇祖神の返し矢によって命を失うのであるが、この撥平の武具の持つ意味は充分考慮されるべきであろう。ここに見える「羽羽」の語義は古語拾遺の素戔鳴神の大蛇退治の段には、

其名天羽々斬。今、在石上神宮。古語、大蛇謂之羽々。

言斬蛇也。(古語拾遺、第十段、天十握劍の注文)

とあり、「羽羽」は大蛇の古語であるという。撥平のための武具はすなわち、「天の鹿兒の弓」と「天の大蛇の矢」であった。両者はそれぞれ、鹿の子を射るための弓、大蛇を射るための矢の意味を持つている。高祖高皇産靈尊が求めたのは「螢火なす光る神と蠅声なす邪神と有り。復、草木成能く言語有り」という荒ぶる神々を平定することであり、そのための武具であることを鑑みれば、これらの荒ぶる神は鹿として、大蛇として体现されていることを確認できよう。

土地の領有は、単に武力による蛮族支配では為し得ぬものであった。その土地々々の神を圧伏し、言向け和平し、土地の豊

饒を確約させねば、本質的には土地の支配は成されなかったのである。土地を領有するには、まずその土地の靈力を手懐ける必要があり、その行為はすなわち、土地の豊饒を左右する靈的存在たる精靈の力を支配・制御し、かつ身につけることであった。そして、その土地の豊饒を約束する靈威が水神であり、それと交流する鹿であったのである。

さて、鹿狩りを行なつた日本武尊の東征の目的は、

天皇、群卿に詔して曰はく、「今し東国安からずして、暴神多に起る。亦蝦夷悉に叛き、屢人民を略む。誰人を遣してか其の乱れたるを平げしめむ」とのたまふ。(景行天皇紀四〇年秋七月条)

という景行天皇の詔に端を発している。天皇はこの役を日本武尊に定めて、この王化の役につく日本武尊に、景行天皇は告げる。

「朕が聞けらく、其の東夷は、：(中略、夷の様相)：。

亦山に邪神有り、郊に姦鬼有り。衢に遮り、徑を塞ぎ、多人を苦しびしむ。其の東夷の中に、蝦夷は是尤も強し：(中略、蝦夷の様相)：故、往古より以来、未だ王化に染はず。：(中略、日本武尊が神人であること)：。願はくは、深く謀り遠く慮ひ、姦しきを探り変くを伺ひ、示すに威を以ちてし、懷くるに徳を以ちてして、兵甲を煩さずして、自づからに臣順はしめよ。即ち言を巧みて暴神を調へ、武を振ひて姦鬼を攘へ」(同条)

「深謀遠慮」や「懷之以徳」などをはじめとして漢籍の表現を借りた潤色に満ちた言ではあるが、この東征にあたっては、日本武尊は蛮族たる蝦夷を臣順させるとともに、暴神・姦鬼を

従わせることを使命としておびていることが明言されている。

以上に見てきたような神話テキストが生起させる世界にあつては、ヤマトタケルの東征の一つの対象たる「暴神」「姦鬼」は、水神たる大蛇としてもそれと交流する鹿としても自在にイメージされ物語の中に体现するであろう。

日本書紀において、駿河の賊が日本武尊を野に誘い出すために用いた言説は、こうした神話の原型イメージの中で諒解されるものであろう。この中においては、「氣如朝霧」、足如茂林」という鹿は、神話世界の中で水神と自由に交流するものであり、蝦夷の教化のみならず荒ぶる神々の言向けをも使命として背負った日本武尊にとっては、是非とも狩らねばならない対象であつたはずである。

ここにヤマトタケルの焼津の地名伝承における古事記の水神（沼神）と日本書紀の鹿（麋鹿）との〈相違〉の底流にある神話イメージとしての共通基盤が見出されるのである。

付 鹿・猪・水神

以上見てきた神話の原型イメージは鹿と水神を結ぶものであるが、それに加えて猪もまた、水神との連関を持つていようである。日本書紀の日本武尊の説話では、伊吹山の神は大蛇として出現したが、古事記に見る倭建命の説話には、白猪であつたと伝承されている。田に災厄をもたらす猪が、害獣から田に関わる神へと昇化したものであろうかとも思われるが、今のところ詳細はわからない。

また、古代の神話世界において、水神たる性質を把持する大

蛇が屢々山の神として顕現することは、水神の在所としての山が幻想されていたことによる。前の麻多智の説話では、制御されるべき蛇身の水神は、山口より上をその在所としてあてがわれ、祀られた。素戔鳴尊が八岐大蛇を切るのもまた簸川の川上においてである。水神の司る川の水源が山にあり、そこに水神の在所が幻想されることは、水神と鹿・猪との交流を一層容易なものとしたであろう。

以上、神話テキストから生成される世界としての、鹿と水神の連関を見てきたわけだが、考古学的立場から水神と鹿の関係を論じたものに、平林章仁氏の論がある。氏は、銅鐸に描かれた画題が、全体として農耕祭祀に関わるものであるとした上で、これを更に穀霊と水神とに関わるものに二分している。そのうち、銅鐸に描かれた鹿は水辺の生物と共に描かれる傾向にあること、また描かれる群鹿の姿が行列をなしていることは、鹿の生態上水を泳ぎ渡る最中かその前後を示しているとの指摘をし、鹿が水神を表象するものであつたと説かれている。本稿が対象としたのはテキストが生成する神話の原型イメージであつて、原始宗教の様相ではないが、この神話的想像力の、歴史性・時代性を考えようとするとき、一つのヒントとなるものであろうかと思われる。

- (1) 日本書紀、景行天皇四〇年は歲条
- (2) 以下、ヤマトタケルの表記は、日本書紀「日本武尊」・古事記「倭建命」・常陸国風土記「倭武天皇」の三通りを用い、それらのテキストのヤマトタケルを一般化して扱った場合には、片仮名書きで「ヤマトタケル」を用いる。
- (3) 日本書紀の訓読は新編日本古典文学全集1「日本書紀(1)」(平成6年・小学館)によった。以下、日本書紀の引用・訓読は全て新編日本古典文学全集「日本書紀」による。
- (4) 常陸国風土記、多可郡・飽田村。以下、風土記の引用はすべて日本古典文学大系「風土記」(秋本吉郎校注・昭和33年・岩波書店)による。
- (5) この表現は、右の記事の他、雄略天皇が市辺王を亡き者にせんが為に狩りに誘い出す際の言説に見える。すなわち、雄略紀には「猪鹿多有。其戴角類・枯木末」。其聚脚、如「弱木株」。呼吸氣息、似「於朝霧」。記の安康天皇段には「多在「猪鹿」。其立足者、如「萩原」、指掌角者、如「枯樹」。とある。ここで表現される鹿もまた、市辺王と雄略天皇とにとっては、必ず狩りに行かなければならない対象であったものと思われる。
- (6) 焼津は駿河国の地名であるが、古事記では相模国(相模国)のこととして語られる。
- (7) 上田正昭「日本武尊」(昭和35年・吉川弘文館)なお、引用にあたっては訓読に関する注は除いた。
- (8) この伊吹山の神は、古事記では白猪として現れている。この猪については終節において言及しておいた。
- (9) 藝文類聚の引用は、『藝文類聚』(一九八二年・上海古籍出版社)による。
- (10) 「類聚名義抄」に「蛟、大虵、ミツチ」とある。また「倭名抄」には「蛟、美都知、日本私記用「大蛟二字」とある。
- (11) 日本古典文学大系「日本書紀」(昭和42年・岩波書店)当該箇所頭注など。
- (12) 上代語辞典編集委員会編「時代別国語大辞典・上代編」(昭和59年・三省堂)の当該項目、考には「語源は巳(ミ)」「ツ」「靈(チ)」で、ミは乙類か。水(ミ)」「ツ」「靈(チ)」ともいう」とある。
- (13) 柳田国男「川童祭懷古」(昭和11年・東京朝日新聞)などで指摘がある。
- (14) 「派」の字義は説文に「派、水之邪流別」、廣韻に「派、分流也」とある。
- (15) 八岐大蛇の説話の古層には、年毎に来訪する水神と処女との神婚、水神への饗応といった様々なモチーフがみられるが、ここでは、八岐大蛇を斬り殺すという点に留意しておきたい。
- (16) 八岐大蛇を水神として解釈することは、例えば次田真幸「古事記全訳注(上)」(昭和52年・講談社学術文庫)に「身一つに八頭八尾あり」と記すとおり、頭と尾がいくつもある蛇体の水神。大小の支流を合わせて流れる肥河の水霊である」などの指摘がある。
- (17) 例えば万葉集には、「靈合はば相寝むものを小山田の鹿猪田禁るごと母し守らすも(二・三〇〇〇)」と、猪を含めて鹿の害から田を守ることが歌われており、鹿の実生活としての害獣的性格を見ることができ。
- (18) 記紀、風土記に散見する鹿を、土地の精霊として把握することは、先学の示すところである。井口樹生氏は、「鹿鳴譚の由来―古代・鹿の文学と芸能―」(「金田一春彦博士古稀記念論文集(第三巻・文学芸能編)」所収、同編集委員会編、昭和59年・三省堂)の中で、土地の精霊としての鹿の声を聴く行為が、その土地の国魂を身につけることになることを説き、そこに古代の天子が鹿鳴を聴く要因を求められた。また、歴史学からの言及では、岡田精司氏が、鹿を見ることが、鹿鳴を聴くことを、土地の精霊のタマフー土橋寛氏の言うところの、靈魂付着の呪術としての大王の神事として論じておられる。「古代伝承の鹿―大王祭祀復元の試み―」(「古代史論集(上)」、直木孝次郎先生古稀記念会、昭和63年・塙書房)。
- (19) 日本古典文学大系「風土記」頭注に「雲潤里の北に接する託賀郡法太里を流れる川、野間川。その川の下流を、二つの里の境界の山

を越して南方雲潤里の方へ流そうというのである。水田耕作の用水に関する説話。」と述べられている。

(20) 「穴血」の「穴」は食肉の為の獣をさす言葉であり、一般的には鹿および猪を表す。

(21) 井口樹生氏は前掲論文において、この説話に関して「これは現実であるというより、鹿の再生力によって、発芽が促されるという呪農法を伝えるものであろう。おそらく薬狩りの鹿は、人に対しても稲に対しても、その再生の効力を発揮したものと思われる。」との見解を示されている。

(22) 日本大辞典刊行会編集『日本国語大辞典(二)』昭和48年・小学館

(23) 常陸国風土記、行方郡の項に、壬生連麿が願ひ出て郡家を置いたという記事がある。

(24) 古語拾遺の本文は西宮一民校注『古語拾遺』(第7刷・平成2年・岩波書店)によった。

(25) 平林章仁「描かれた鹿―鹿は何を表象したか―」(『龍谷史壇』第91号・昭和63年)

追記

今回、幸いにも同じく古代の鹿について論じた石神裕之氏の論と同じ号に掲載されたこととなった。氏の指摘によれば考古学的には鹿同様に猪と農耕儀礼の関連を示唆するイノシシ類の下顎骨などが見られると言う。本稿は必ずしも歴史的事実やその変遷を論じようとするものではないが、史学の分野での古代研究のあり方とどのように補完しあっているかを考えるに、氏の論は大変示唆的であったと思う。

(まつだ ひろし)